

亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、亀山市立図書館で導入している図書館情報システムの更新にあたり、新たに導入する図書館情報システム（以下、「新図書館システム」という。）に最適な図書館情報システムパッケージの他、構築や開発、保守等の委託において、公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、必要な事項を定めること目的とする。

2. 業務名

亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託

3. 業務の概要

亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託基本仕様書（以下、「基本仕様書」という。）のとおり

- ① 図書館システムの構築及び導入業務（クラウド型）
- ② 学校図書館システムの構築及び導入
- ③ システム機器の導入設置
- ④ 全体を統括できるシステム設定作業
- ⑤ 図書館システムへのデータ移行作業
- ⑥ 既存機器のデータ消去
- ⑦ 亀山市立図書館および各学校を連携できる既設回線との接続
- ⑧ 円滑な運用のための操作研修及び稼働支援
- ⑨ 機器保守及びシステムサポート保守
- ⑩ その他システムの運用・保守に必要な業務

4. 契約期間

①システム更新業務

契約締結の日から、平成31年9月30日まで

②システム運用及び保守業務

平成31年10月1日から平成36年9月30日まで

5. 提案限度額（5年間総額）

37,314,442円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加意思表明書の提出期限までに亀山市契約規則(平成18年亀山市規則第5号)第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格(指名)停止措置要綱(平成17年亀山市告示第6号)の規定による資格(指名)停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。また、手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。ただし、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の代表者、役員(執行委員を含む)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 全国の公共図書館にて400箇所以上の導入実績を持つパッケージシステムであり、公共図書館で学校連携を含めた実績があること。
- (9) プロポーザル参加意思表明書の提出時において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシーマークの付与又はISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けている者であること。

7. 担当部署

亀山市立図書館

〒519-0151

三重県亀山市若山町7番20号

電話 0595-82-0542

ファクス 0595-82-0554

電子メールアドレス kameyama-lib@city.kameyama.mie.jp

8. プロポーザルにかかる実施要領等の交付

(1) 交付期間

公告の日から平成31年5月22日（水）まで（休館日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

亀山市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、以下の場所にて資料を配布する。

三重県亀山市若山町7番20号

亀山市立図書館

(3) 配布書類

- ・ 亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・ 亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託基本仕様書
- ・ 図書館情報システム機器構成仕様書
- ・ 図書館情報システム機能仕様書
- ・ 三重県図書館情報ネットワークシステム（MILAI）横断検索仕様書
- ・ 三重県図書館情報ネットワークシステム受け渡しMARCフォーマット仕様
- ・ 三重県立図書館システムとの連携に関する仕様書
- ・ r e s u m p t i o n T o k e n の動作について
- ・ XML コメント一覧
- ・ 三重県立図書館DC-NDL（RDF）マッピング表
- ・ 三重県立図書館からの郷土資料書誌ダウンロードに関する仕様書
- ・ MILAI横断検索WebAPIによるシステム連携ガイドライン（追補版）
- ・ 参加意思表明書
- ・ 質問書
- ・ 企画提案書
- ・ 企画提案書作成要領
- ・ 評価基準

9. 質問書の提出及び回答

参加希望者は、参加意思表明書提出時またはその提出後、本業務にかかる質問を書面により行うものとする。

(1) 提出書類

質問書

(2) 提出期限

平成31年5月10日（金）午後5時 必着

(3) 提出先

亀山市立図書館

電子メールアドレス kameyama-lib@city.kameyama.mie.jp

(4) 提出方法

電子メール

※件名欄を「亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託質問書（事業者名）」
とすること。

※開封確認を添付の上送信すること。開封確認のシステムがない場合は、必ず電話にて
到達確認を行うこと。

※電話及び来館等による口頭での質問は受け付けない。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成31年5月15日（水）までに亀山市ホームページにて行
う。なお、この回答は、本要領及びその他の書類の追加又は修正とみなす。

10. 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加意思表明書を提出すること。

(1) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は休館日を除
く午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、送付用封筒の表面に「亀山市
立図書館情報システム更新・運用保守業務委託（参加表明）」と朱書きのうえ、書留に
より行うこと。

(2) 提出先

亀山市立図書館

〒519-0151

三重県亀山市若山町7番20号

(3) 提出期限

平成31年5月15日（水）午後5時（必着）

11. 企画提案書の提出

参加意思表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

鑑以外の様式は自由とする。詳細は別紙「企画提案書作成要領」に記載する。

イ 図書館情報システム機能仕様書

機能要件回答について、対応欄に以下の基準に従い回答のこと。

◎：パッケージにて標準機能対応可

○：代替案（パッケージプログラムの変更を伴わない対応）にて対応可

△：カスタマイズ（パッケージプログラムの変更や追加を伴う提案及び外部ツールを用いた対応）にて対応可

×：対応不可

※ カスタマイズ提供（△）について

- ・それぞれの内容は別添資料とし、資料名を備考欄に記載のこと。
- ・それぞれ必要な費用は、明細毎に金額（単位円、税額）を記載のこと。

ウ 見積書（様式任意）

見積書には、積算の内訳を可能な限り詳細に記載した見積明細書（任意様式）を添付すること。見積額には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。見積書の作成に当たっては、次の事項に留意し、作成すること。

- ・基本仕様書の内容及び図書館情報システム機能要求書を実現するために、必要なカスタマイズ等のシステム構築費、ハード調達、データ抽出移行等全ての費用の額を記載すること。
- ・図書館システムの運用及び保守に係る資料
基本仕様書の内容を実現するために必要な項目について、年度別及び内容別に全ての費用の額を記載すること。

エ 参考見積書（様式任意）

参考見積書には、基本仕様書中IV-②に該当することとなった場合のデータ抽出作業やシステム構成機器撤去等に係る費用について記載し、見積書と同様に提出すること。なお、この見積価格については今回の契約金額には含めないが、受託候補者選定にかかる審査対象とする。

オ その他参考資料（パンフレット等）

(2) 提出部数

紙媒体 7部

電子媒体 1部（CD-R等）

※電子媒体のうち、機能仕様書はエクセルファイルとすること。

(3) 提出方法

提出方法は、紙媒体及び電子媒体とし、あらかじめ連絡し持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託（企画提案）」と朱書きのうえ、書留により送付すること。

(4) 提出先

亀山市立図書館
〒519-0151
三重県亀山市若山町7番20号

(5) 提出期限

平成31年5月22日（水）午後5時（必着）

12. 評価方法等

本業務の評価は、別に設置する「亀山市立図書館システム更新・運用保守業務委託受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、次のとおり企画提案を総合的に評価のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) 書類審査

提出された図書館システム機能仕様書等を選定委員会において審査する。

(2) プレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、選定委員会委員（以下「委員」という。）に対し、プレゼンテーション（提案内容の説明、デモンストレーション及び質疑応答）を行うこととする。

・日時 平成31年5月30日（木）予定

・場所 亀山市役所

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

プレゼンテーションで使用する備品は、参加表明者が準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。

※ 日時、会場等の詳細については、個別に連絡する。

※ 提案内容等に不明な点がある場合は、後日聞き取り調査を実施する場合がある。

(3) 評価項目および評価基準

評価は、委員が別紙の評価項目及び評価基準に基づき、実績や業務執行体制、提案内容、プレゼンテーション及び見積価格について評価し、最も合計点の高い企画提案書を選定

する。なお、同点の参加表明者が複数ある場合は、企画提案に係る評価の点数の高いものを優先する。

13. 審査結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者全てに文書で通知する。

14. スケジュール

本業務に係るスケジュールについては、以下の通りとする。

内容	期日
質問書の提出期限	平成31年5月10日(金)
質問書の回答	平成31年5月15日(水)
参加意思表明書の提出期限	平成31年5月15日(水)
企画提案書等の提出期限	平成31年5月22日(水)
企画提案書の審査	平成31年5月30日(木) 予定
審査結果通知	審査後速やかに実施

15. その他

- ① 企画提案書の応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- ② 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- ③ 提出書類は、返却しない。
- ④ 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- ⑥ 新図書館建設に係る提案については、亀山市ホームページに掲載の「亀山市立図書館整備基本計画」を参照すること。
- ⑦ 提案書で表明された内容が契約内容の前提となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。本プロポーザルの終了後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、亀山市は一切補償しない。
- ⑧ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱(平成20年亀山市告示第157号)第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格(指名)停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから、当分の間排除する措置を行うことがある。
- ⑨ 本業務を遂行するに当たり知り得た情報について、亀山市の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- ⑩ 本業務の手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本標準時

及び計量法によるものとする。

- ⑪ 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- ⑫ 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- ⑬ その他、本事業の公募、選考及び実施にあたり亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託公募型プロポーザル実施要領等の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う。